

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第四十二号

##### 広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県中小企業支援資金貸付規則（昭和三十三年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「第十四条の規定による貸付決定の通知を受けた日」を「貸付対象物件の設置等を完了した日」に改める。

別表第三中十三の項を削り、十四の項を十三の項とし、十五の項から二十二の項までを一項ずつ繰り上げる。

##### 附 則

###### （施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

###### （経過措置）

2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）附則第五条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第八条第二項に規定する承認高度化等計画、同法第十条第二項に規定する承認高度化等円滑化計画、同法第二十四条第二項に規定する承認進出計画又は同法第二十六条第二項に規定する承認進出円滑化計画に基づき実施するものに係る資金の貸付けについては、改正前の規則別表第三の十三の項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。